

公 告

この度、福山市の一部を地域とする県営土地改良事業（ため池等整備事業三反田池地区）の事業施行申請に当たり、土地改良事業計画の概要を定めて福山市長と協議したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第6項の規定によって、この旨を公告する。

なお、この土地改良事業の計画の概要書は次により縦覧に供するので、意見のある者は2025年（令和7年）11月6日までに福山市長へ意見書を提出されたい。

2025年（令和7年）10月17日

事業申請人

_____	川上一男	
_____	山下 敏明	
_____	佐藤 誠一	
_____	山下 知之	

1 縦覧期間

2025年（令和7年）10月17日から2025年（令和7年）11月6日まで

2 縦覧場所

福山市役所 建設局 土木部 農林整備課（ホームページ）

福山市役所 市民局 神辺支所 神辺建設産業課（事務室）

3 意見書の提出先等

（1）意見書の提出先

郵便番号 _____

_____ 施行申請人代表 川上 一男

（2）意見書の提出期限

2025年（令和7年）11月6日

（3）意見書の提出に係る注意事項

- ① 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。
- ② 意見書には、個人にあっては住所及び名前を、法人にあっては法人名及び所在地を記載してください。これらは、必要に応じ当方から問合せをさせていただく場合があるため、お尋ねするものです。
- ③ 提出していただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承ください。
- ④ 電話での意見はお受けできません。